

# 盛土規制法に基づく基本方針（案）について

---

令和5年3月

# 盛土規制法に基づく基本方針（案）について

- 盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、主務大臣（国土交通大臣、農林水産大臣）が盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な方針（基本方針）を策定することとしている。
- なお、策定にあたっては、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならないとされている。

## <基本方針の策定経緯・今後のスケジュール(案)>

令和3年

12月24日 「盛土による災害の防止に関する検討会」による提言

令和4年

3月29日 盛土規制法案の提出 →5月20日成立

5月27日 盛土規制法公布

6月～ 「盛土等防災対策検討会」開催

9月末 地方公共団体に基本方針(案)を公表

令和5年

3月22日 「都市計画・歴史的風土分科会」開催 ※基本方針(案)の事前意見聴取

4月～5月 パブリックコメント

5月26日 盛土規制法施行

大臣から社会資本整備審議会に意見聴取

社会資本整備審議会から都市計画・歴史的風土分科会に付託

施行後  
速やかに

「都市計画・歴史的風土分科会」開催  
社会資本整備審議会から大臣に回答  
基本方針告示

(基本方針)

第3条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

# **1. 盛土等に伴う災害の防止に関する基本的事項 (盛土規制法の概要)**

---

# 基本方針の位置付け、盛土等に伴う災害の防止の考え方 (盛土規制法制定の背景・必要性)

## 盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)

○盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検** (令和4年3月)



R3.7 静岡県熱海市

死者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落  
死者1名、重傷者1名、  
住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め

## 制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”

※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定**し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施



# 盛土規制法に基づく盛土等の災害の防止に向けた措置：①スキマのない規制

## 規制区域

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定
  - **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
  - **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- ※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

## 規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**
- ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

### （参考）改正前の宅地造成工事規制区域

#### 【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



#### 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

#### <宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



### 新制度による規制区域

#### 【規制対象】

※（下線部）：規制を強化する部分

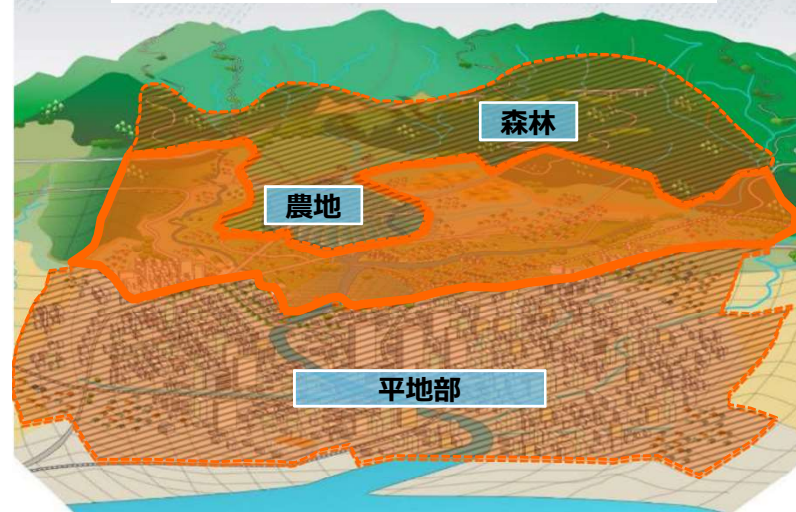
- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



#### 【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

#### <新制度による規制区域のイメージ>



## ②盛土等の安全性の確保

### 許可基準 ・手続

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

### 中間検査 完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

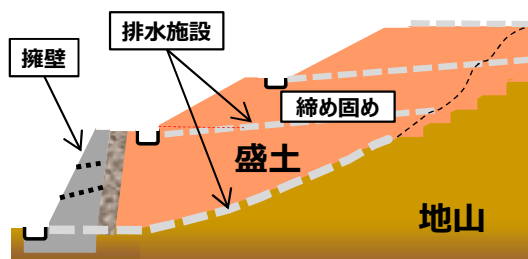
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

## ■災害防止のための安全基準の設定

### <盛土・切土>

(主な安全基準)

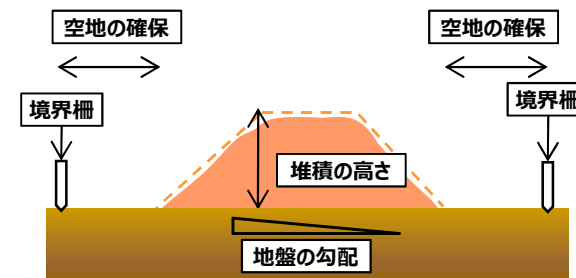
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



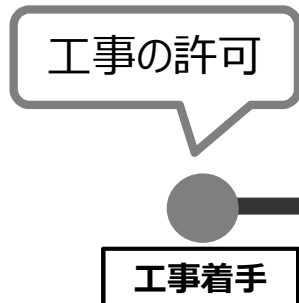
### <一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



## ■施工中・完了時の安全確認



### ○中間検査

例：排水施設の設置

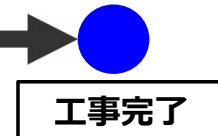
工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



### ○完了検査

安全基準への適合について現地検査

- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度 等



### ○定期報告

工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告  
例：土石の堆積量 等

# ③責任の所在の明確化 / ④実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化  
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

工事の適正な施工

施工後の適正な管理

造成主

工事施工者

土地所有者等

原因行為者\*

(※過去の土地所有者等)

常時安全な状態に  
維持する責務

管理責任の明確化

- ・無許可での盛土
- ・安全基準違反
- ・検査の受検義務違反
- 等の違反があった場合

- **施工停止命令**
- **災害防止措置命令**  
(擁壁の設置等)

管理不全等により  
安全性に問題が  
生じている場合

- **改善命令**  
(擁壁の設置等)

機動的な是正命令

都道府県知事等

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。

※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

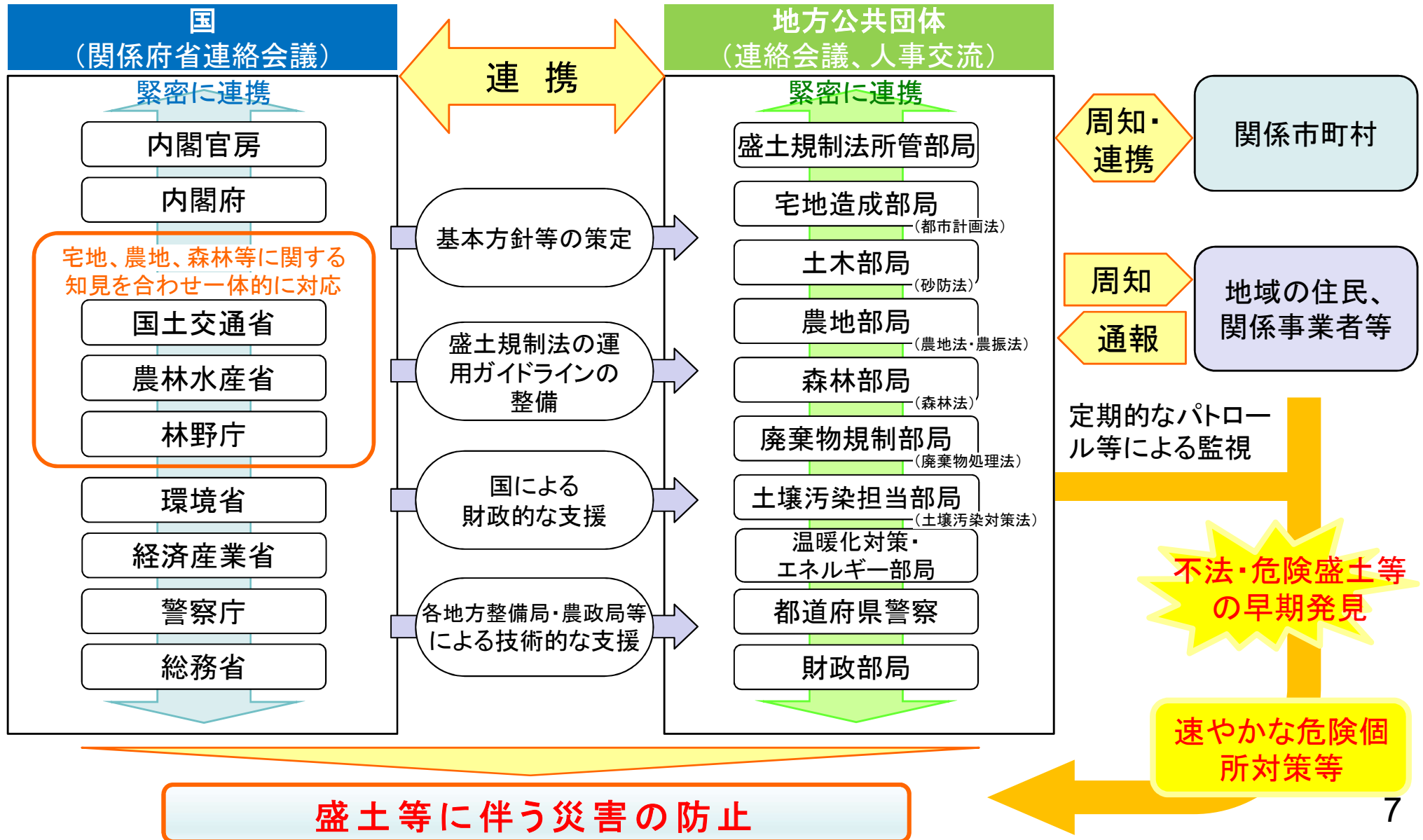
- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**

実効性のある罰則

- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置（最大で3億円以下）

# 盛土等の安全対策に関する関係部局間の連携

- 盛土等に伴う災害の防止を図るためには、関係部局間で緊密に連携することが重要
- 国においては、関係府省連絡会議等を通じて連携体制を充実するとともに、地方公共団体においては、盛土規制法所管部局の体制を確立するとともに、既存法令等による対応も含め、関係部局と連携しつつ、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むことが重要





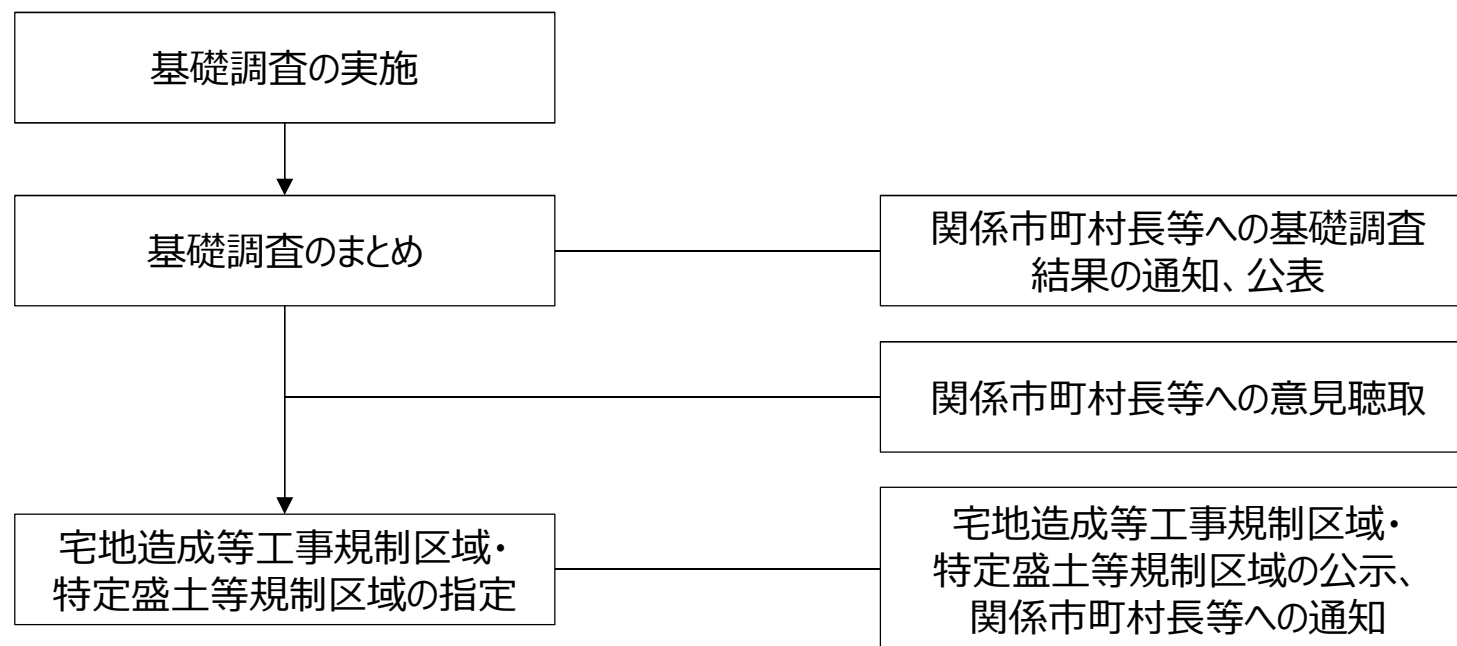
## **2. 基礎調査の実施及び規制区域の指定について 指針となるべき事項等**

---

# 基礎調査の実施と規制区域の指定の手続き

- 基礎調査は、盛土等に伴う災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な規制区域の指定のために必要な調査であり、速やかに基礎調査に着手する。
- 規制区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要。また、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

## 規制区域の指定の手続き

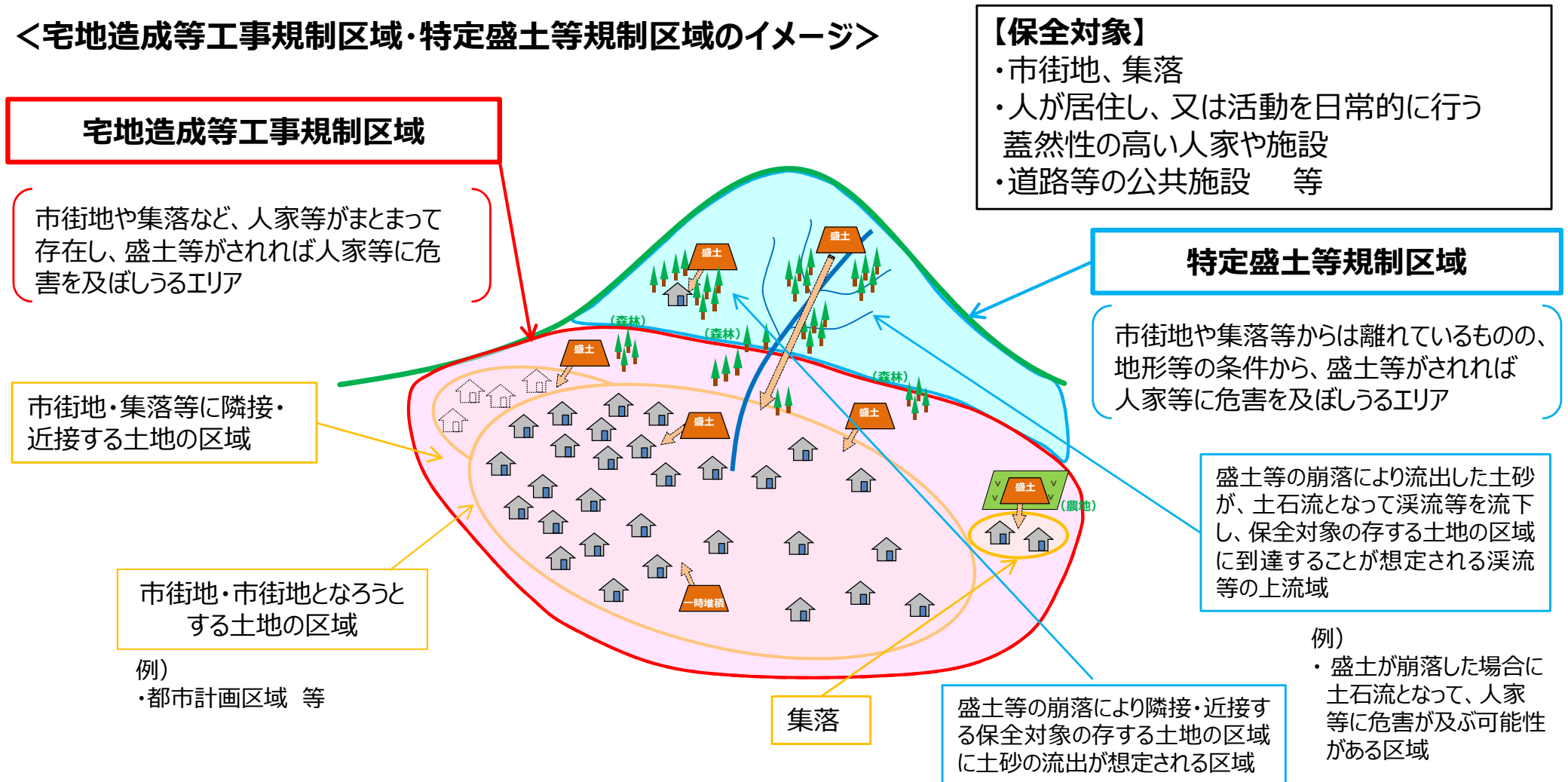


※ 規制区域指定後は、おおむね5年ごとに、土地利用状況の変化等を確認し、変化が認められた場合は、規制区域の見直しの必要性を検討する。なお、土地利用状況等が変化し、規制区域を指定していないエリアにおいて、新たに規制区域の指定を検討する必要がある場合は、速やかに調査を行うものとする。

# 盛土規制法における規制区域のイメージ

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

## <宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>



# 規制区域の指定に必要な調査の手順

## 宅地造成等工事規制区域

### (1) 市街地等区域の抽出

- ①市街地・集落等の抽出
- ②市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

## 特定盛土等規制区域

### (1) 盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域の抽出

市街地・集落等のほか、市街地・集落等以外の保全対象を抽出の上、以下を実施

- ①盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出
- ②盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域の抽出
- ③その他の区域の抽出  
土砂災害発生の危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等の抽出

既存の区域や土地利用情報、地形データのほか、既往の調査結果等を活用することを基本とし、必要に応じて現地調査を実施

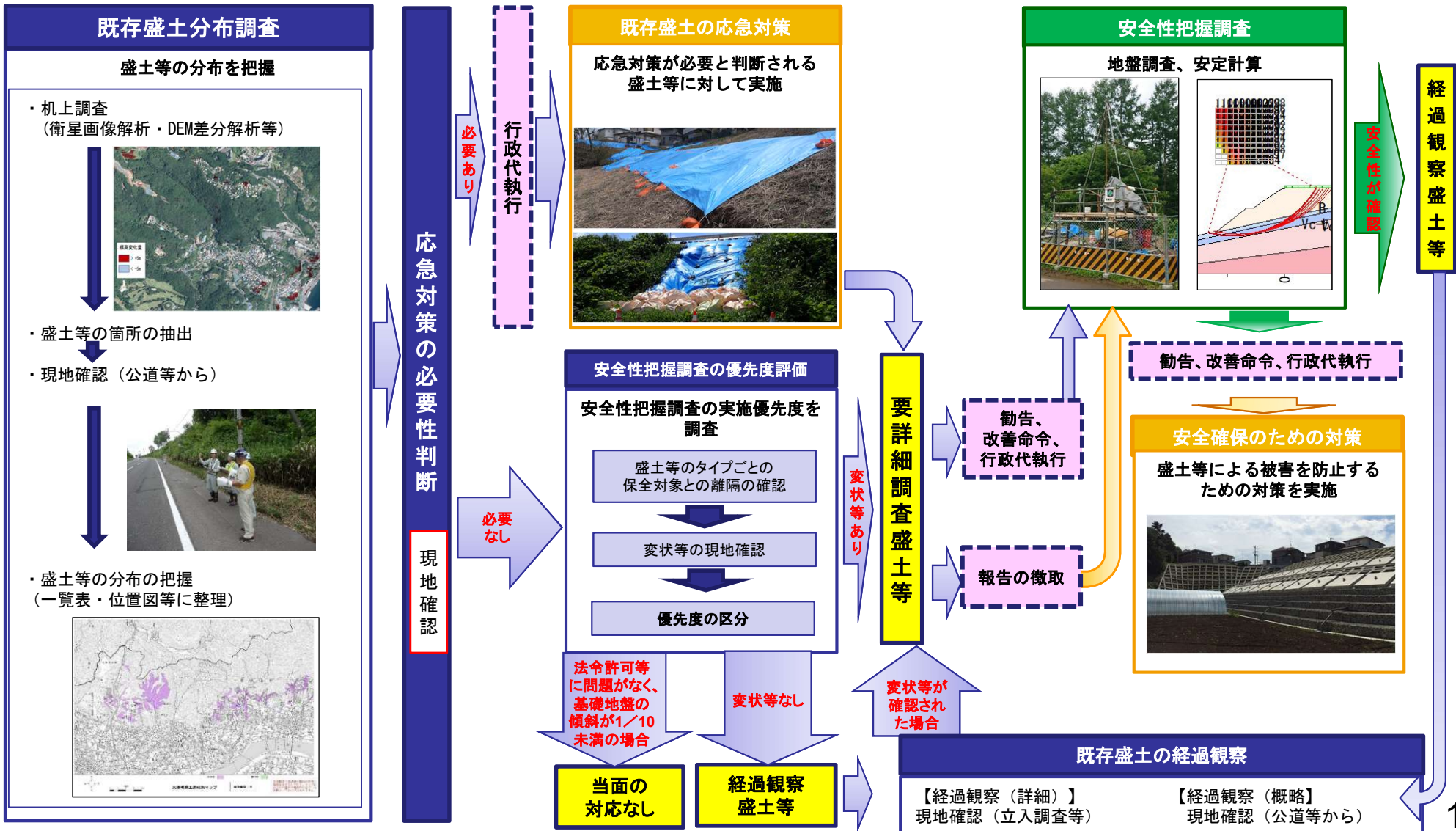
### (2) (1) から、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外

### (3) 地形的条件等を勘案した宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域の設定 (各候補区域を比較し、必要に応じて修正)

# 盛土等に伴う災害の防止のための調査（既存盛土調査）のイメージ

○ 規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められる。

## <既存盛土調査の流れ（全体像）>





# 盛土による災害防止のための支援措置（基礎調査）

- 盛土規制法においては、①**区域の指定**や、②**既存の盛土に対する勧告・命令等**の事務について、各都道府県等において、客観的なリスク把握に基づく適正な制度運用が行えるよう、定期的（概ね5年ごと）に**基礎調査を実施**することとしている。
- 具体的には、①区域の指定に必要な**地形・地質、土地の利用状況等の情報**や、②勧告・命令に必要な**既存の盛土の分布、盛土が行われた土地の危険性に関する情報**などを調査することを想定している。
- 地方公共団体による基礎調査の実施にあたっては、国は、その費用の一部を補助することとしている。

## 【対象事業】

### ■都市防災総合推進事業

事業主体	地方公共団体	補助率	1/3 (令和6年度までに限り、1/2)	事業期限	なし
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のための以下の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防御対象となる人家等がある区域の抽出</li> <li>・ 地形・地質・災害履歴等のデータの整理</li> <li>・ 盛土がされた場合、人家等に被害を及ぼすおそれのある区域の設定</li> <li>・ 基礎調査の結果の公表に向けた資料の作成 等</li> </ul> </li> <li>○ 既存の危険な盛土の把握のための以下の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盛土等の分布を把握</li> <li>・ 盛土等の安全性把握の優先度調査</li> <li>・ 盛土等の経過観察 等</li> </ul> </li> </ul>				

※基礎調査に係る財政支援としては、国土交通省及び農林水産省・林野庁において同様の事業スキームがあり、土地利用区分に係わらず活用可能

# 盛土による災害防止のための支援措置（安全性把握調査、対策工事等）

令和3年度に実施した盛土による災害防止のための総点検を踏まえ、行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が実施する安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に要する費用の一部を補助。

## ■ 宅地耐震化推進事業※1

## ■ 盛土緊急対策事業※2

盛土による災害防止のための総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土について、安全性把握のための調査や対策工事を推進。



安全性把握調査  
(ボーリング調査)



盛土撤去工事のイメージ

国費率	安全性把握調査等		対策工事等	
	1/2	2/3	1/2	2/3
地方 財政 措置	公共事業等債※3 (充当率90%、措置率20%)	公共事業等債※3 (充当率90%、措置率45%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率20%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率45%)
	特別交付税 (措置率50%)	特別交付税 (措置率70%)	特別交付税※4 (措置率50%)	特別交付税※4 (措置率70%)
対象	安全性把握調査、応急対策工事		盛土の撤去工事※5、盛土の崩落防止工事	
期限	令和6年度までに実施	令和4年度までに実施	令和7年度までに着手	
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に加え、</li> <li>盛土の一部崩落等、外形的な変状が生じていること</li> <li>行為者等に対し、勧告、命令等の行政指導が行われていること※6</li> <li>一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがあること等の要件を満たす緊急性の高い盛土であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること</li> <li>行為者等に対し、勧告、命令等の行政指導が行われていること※5、※6</li> <li>行為者等が対応困難な場合で行為者等に対して求償を行うこと※5、※6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に加え、</li> <li>地下水と降雨により崩落のおそれがあること</li> <li>一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがあること等の要件を満たす緊急性の高い盛土であること</li> </ul>

※1 宅地耐震化推進事業は大規模盛土造成地が対象

※2 盛土緊急対策事業は大規模盛土造成地以外の盛土が対象

※3 応急対策工事のうち適償性のあるものに限る

※4 盛土の撤去工事のうち適償性のないものに限る

※5 盛土緊急対策事業のみ

※6 行為者等が確知できない場合を除く

## 3. 基本方針（案）の概要

---

# 基本方針(案)の構成

## 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針

### 一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

#### 1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け

#### 2 盛土等に伴う災害の防止の考え方

- (1) 法に基づく盛土等に伴う災害の防止に向けた措置
- (2) 法施行体制・能力の強化
- (3) 不法・危険盛土等への対応

### 二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

#### 1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

#### 2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査
- (3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査
- (4) 基礎調査の結果の通知及び公表
- (5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

#### 3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

- (1) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

#### 4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

- (1) 盛土等に伴う災害の防止のための調査の位置付け
- (2) 盛土等に伴う災害の防止のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

### 三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

#### 1 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定
- (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

#### 2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 造成宅地防災区域の指定
- (2) 造成宅地防災区域指定後の対応

### 四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

#### 1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- (1) 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (2) 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (3) 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組

#### 2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- (1) マニフェスト管理等の強化
- (2) 関連事業者の法令遵守体制の強化
- (3) 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立

#### 3 盛土等の土壌汚染等に係る対応

#### 4 太陽光発電に係る対応

# 基本方針(案)の概要①

## 一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

### 1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け

#### ○ 盛土を巡る現状、国・地方公共団体等の役割や連携の重要性、基本方針の位置付けを記載

- 全国各地で盛土等による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題
- 広域的な対応の観点から、国による関与が不可欠。関係府省による緊密な連携の下、取り組む必要
- 地方公共団体が果たすべき役割として、安全性を確保するための一刻も早い対策とともに、現場における強固な法施行体制が求められるほか、公共工事の発注者の立場としても適切な対応が求められる
- 広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村とが、適切な役割分担の下、緊密に連携し対処していくことが重要
- 民間事業者についても、違法な盛土や不適切な工法の盛土の発生責任の一端を担っているとの意識の下、より一層の取組が求められる
- 国が基本的な方針を策定し、その方針の下で、地方公共団体が円滑に対応できるようにすることが重要

### 2 盛土等に伴う災害の防止の考え方

#### ○ 法の背景・目的や各規定の概要、法の施行体制・能力の強化、不法又は危険な盛土等への対応を記載

- 法において、盛土等による災害の防止に向け、隙間のない規制、盛土等の安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則等を措置
- 法施行体制・能力の強化に向け、国においては、関係府省連絡会議を継続して開催する等体制を充実や地方公共団体の課題に関係府省で連携して対応。地方公共団体においては、法所管部局の体制を確立するとともに、土地利用規制担当部局が、それぞれ主体的に法の運用に関与。さらに廃棄物規制部局等の関係部局と連携し取り組むことが重要
- 不法・危険盛土等への対応として、平素からの監視や違反行為の早期発見、関係機関での情報共有や違法行為を行った行為者等に対する迅速な行政処分等、必要な対策を講じることにより、法制度の実効性を確保することが重要
- また、住民等を含め、地域一体となった監視体制を整えることや盛土等の行為や土砂運搬等に関連する事業者への対応を強化することも重要



# 基本方針(案)の概要②

## 二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

### 1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

#### ○ 調査の目的、調査の実施、国・地方公共団体の役割等を記載

- 基礎調査は、盛土等に伴う災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、都道府県(指定都市、中核市含む)は、速やかに基礎調査に着手するとともに、おおむね五年ごとに調査を行うことが必要
- 国においては、都道府県が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、技術面等の支援を行う

### 2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査

#### ○ 対象区域となる区域の考え方、区域指定のための調査方法、調査結果の通知・公表等を記載

##### (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方

- 規制区域は、新たに行われる盛土等に関する工事の規制や、既存の盛土等に対する是正命令等を行うことにより、盛土等に伴う災害から人命を守るために指定するものであり、速やかに当該区域の指定のために必要な調査を実施する必要
- 調査の実施に当たっては、既存の規制区域や土地利用情報、地形データのほか、既往の調査結果等を活用することを基本

##### (2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査

- 市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定
- 調査にあたっては、市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域等を抽出。抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外し、宅地造成等工事規制区域の候補区域を設定

##### (3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査

- 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について指定
- 調査にあたっては、盛土等が崩落した場合に、流出した土砂が土石流となって溪流等を流下し、人家等に危害を及ぼすおそれのある溪流等の上流域等について抽出するほか、土砂災害発生危険性を有する区域や過去に大災害が発生した区域等を抽出。抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外し、特定盛土等規制区域の候補区域を設定

## 基本方針(案)の概要③

### (4) 基礎調査の結果の通知及び公表

- 調査実施後、都道府県は、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、規制区域の候補区域の範囲を示した図面をインターネットを利用して公表

### (5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

- 規制区域の指定後は、おおむね五年ごとに、土地利用状況等を確認し、変化が認められた場合は、規制区域の見直しの必要性を検討

## 3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

### ○ 対象となる区域の考え方、区域指定のための調査方法、調査結果の通知・公表等を記載

- 宅地造成等工事規制区域内の土地以外で、宅地造成に伴う災害の発生で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれ大きい一団の造成宅地を指定
- 対象となる造成宅地は、地震時に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地や、災害等により、地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落等の被害が生じている宅地とし、分布調査や安全性把握調査等を実施し、指定の必要性を検討
- 調査実施後、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、指定すべき区域の範囲を示した図面をインターネットを利用して公表

## 4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

### ○ 調査の目的、調査対象とする盛土の考え方、対象となる盛土の調査方法を記載

- 規制区域内にある既存盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、安全対策を実施することが求められるため、既存盛土等の分布や安全性について調査を実施することが必要
- 調査にあたっては、衛星データ等の時点比較による机上調査、既存調査結果等により得られた情報により、既存盛土の分布状況を把握。把握された盛土等について、応急対策の必要性を判断するとともに、安全対策に関する優先度の評価・分類を行い、さらに、安全性把握調査を実施し、対策の必要性を判断
- 調査実施後、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、盛土等の土地の所在地を示した図面をインターネットを利用して公表

## 基本方針(案)の概要④

### 三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

#### 1 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

##### ○ 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続や区域指定後の手続を記載

##### (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定

- 都道府県知事は、基礎調査により規制区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要。また、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要
- 規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。また、関係市町村長は、規制区域を指定する必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる
- 規制区域の指定にあたっては、土地所有者、事業者等に法目的や規制区域における規制内容等もあわせて周知することが効果的。さらに、広報等について積極的な対応を図ることが望ましい

##### (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

- 規制区域について、インターネットを利用した公表、都道府県の出先機関等での閲覧等を行い、事業者や住民等に対し、周知を徹底することが重要
- 土地利用状況の変化等により、新たに規制区域の見直しが必要となったときには、状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい

#### 2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

##### ○ 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続や区域指定後の手続を記載

- 都道府県知事は、基礎調査により造成宅地防災区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要
- 防災区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴く
- 指定後は、区域内の宅地所有者に安全性向上を促すとともに、所有者と共同して宅地対策を実施

# 基本方針(案)の概要⑤

## 四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

### 1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 不法な盛土等の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、建設発生土の搬出先の明確化等を図るものとする
- その際には建設工事の施工全般に責任を持つ元請業者側による取組と、建設工事を注文する発注者側による取組とを一体的に行うことが重要
- さらに、建設発生土のさらなる有効利用に向けた取組や、できるだけ建設発生土の発生を抑制するよう取り組むことが必要

### 2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- 廃棄物が混じっている土については、建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上で、分別された廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、適切な処理を行う必要
- 廃棄物が混じった盛土の発生を防止するためには、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要

### 3 盛土等の土壌汚染等に係る対応

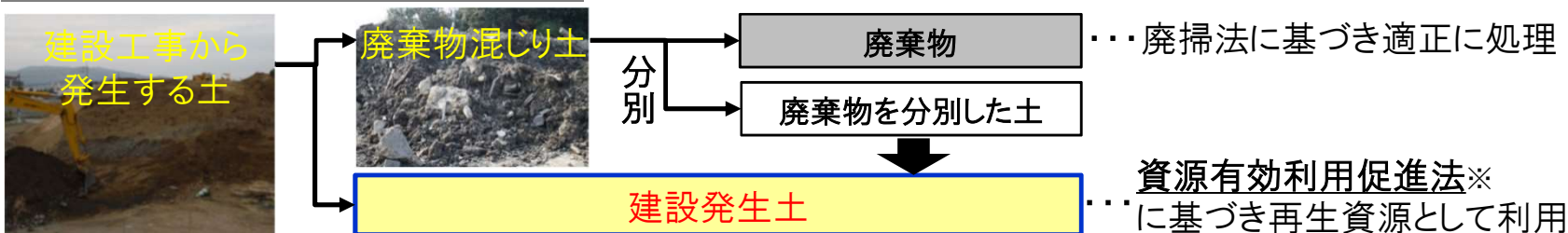
- 盛土等の土壌汚染等対策については、土壌汚染対策法に基づく調査等の情報を幅広く活用して、汚染された土壌が盛土等に不適切に利用されることを防ぐことが重要であり、土壌汚染等担当部局と連携し、情報共有等を図ることが不可欠

### 4 太陽光発電に係る対応

- 法に基づく規制区域内において、太陽光発電設備の設置に当たって一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ同法に基づく許可等が必要となるため、関係する担当部局等と情報を共有しつつ、適切に対応することが必要



## 建設工事から発生する土



※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

## 指定利用等の徹底

- **全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施**を要請 ⇒ **処分費の積算への計上**を徹底
- **継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者**には、**指定利用等の実施**や、それが困難な場合でも**元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

### 【指定利用等の取組状況】

国	: 99%
都道府県	: 88%
政令市	: 77%
市区町村(政令市除く)	: 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

## 建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成**対象工事の拡大**（土砂1,000m<sup>3</sup> → 500m<sup>3</sup>）、**保存期間の延長**（1年 → 5年）、**発注者への報告と建設現場への掲示を義務化**【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】  
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化  
【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の**盛土規制法の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を義務化  
【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】  
**ストックヤード運営事業者の登録制度の創設**により、**ストックヤードからの搬出先を明確化**  
【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

### 【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書	
請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市●●町●●
建設発生土	: ●●●● m <sup>3</sup>
搬出先	: ●●工事 ●●●● m <sup>3</sup> ●●処分場 ●●●● m <sup>3</sup>
コンクリート	: .....
アスファルト・コンクリート	: .....
木材	: .....

## 新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な**盛土許可制**
- 不法盛土の**監視強化**（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の**建設業者への処分**



# 【参考】地域共生に向けた事業規律の強化

- 再エネの安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化。
- 地域と共生した再エネの導入に向け、関係省庁（経産省・農水省・国交省・環境省）が共同で再エネの適正な導入・管理に関する検討会を実施し、提言をとりまとめ。同検討会における提言をもとに2022年10月より再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WGで制度の具体化に関する議論を実施し、再エネ事業における課題や課題の解消に向けた取組のあり方等について、①～③各事業実施段階及び④横断的事項に分け、制度的措置を講ずる。

## <法改正含め制度的対応を検討>

### ①土地開発前

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。
- 電気事業法における工事計画届出時に関係法令の遵守状況を確認。許認可未取得での売電開始を防止。

### ②土地開発後 ～運転開始

- 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。
- 所在不明となった事業者に対しては、公示送達を活用して再エネ特措法に基づく処分を迅速かつ適切に実施。

### ③運転中 ～廃止・廃棄

- 本年7月から廃棄等費用の外部積立てを開始。リユース・リサイクル等のガイドラインや廃棄物処理法等の関連する法律・制度等に基づき適切に対応。事業者による放置等があった場合には、廃棄等積立金を活用可能。
- 2030年代後半に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに合わせた計画的な対応の検討。
- 再エネ特措法の認定基準としてパネルの含有物質等の情報提供を求める。

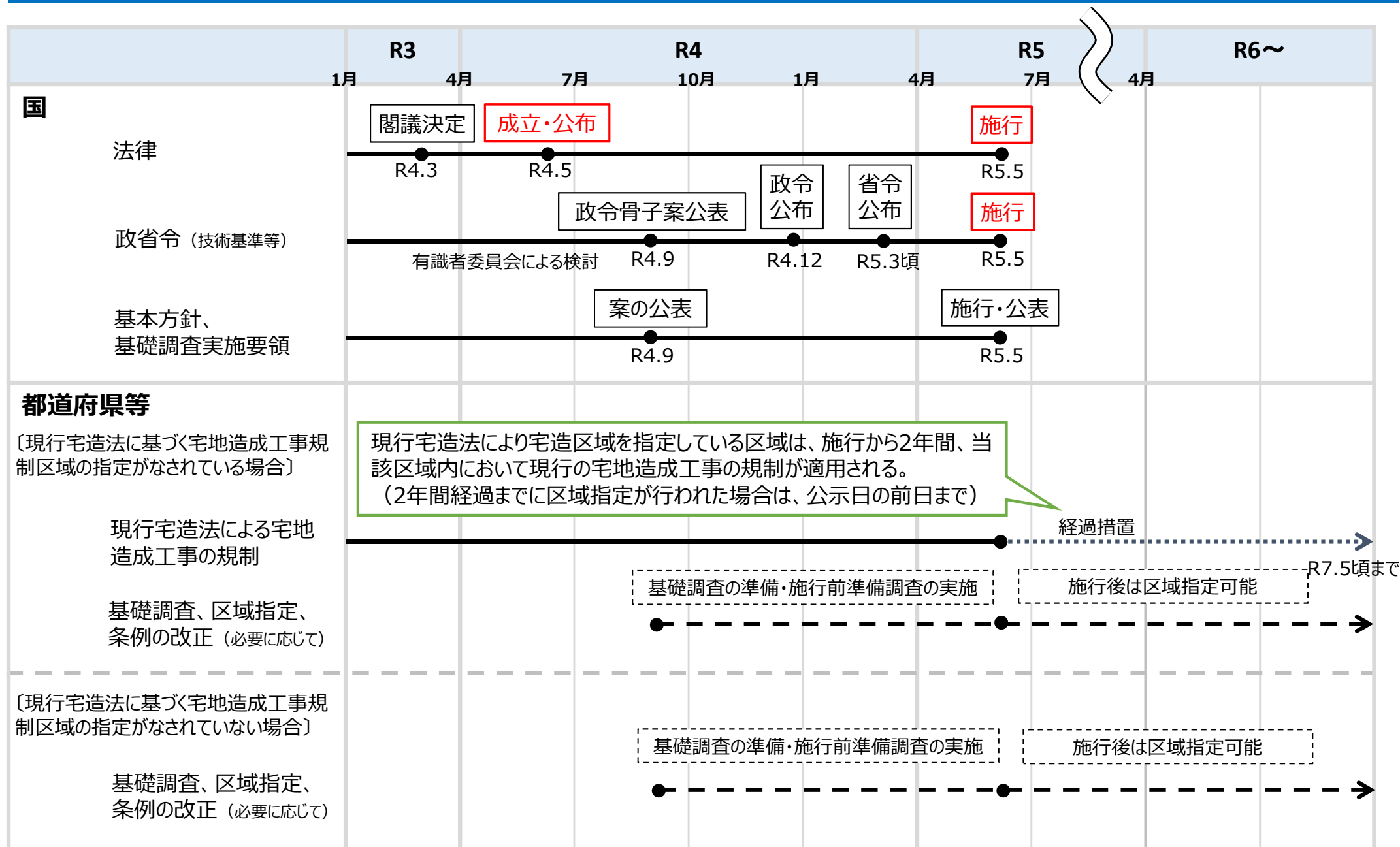
### ④横断的事項

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。
- 適切な事業実施を担保するため、再エネ特措法の認定事業者に対し、事業計画遵守義務を明確化し、委託事業者に対する監督義務を創設。
- 事故発生状況を踏まえ、小規模再エネ設備に対する柵塀設置義務化等を検討するなど電気事業法等の制度的措置を講ずる。

## 4. 施行スケジュール等について

---

# 盛土規制法の施行スケジュール



※基礎調査：区域指定等を行うため、盛土等による災害のおそれのある土地の地形や地質、土地の利用状況等を調査するもの

**参考. 規制区域における規制対象や  
技術的基準について**

---

# 宅地造成等工事規制区域における規制対象

## ＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

＜新たに追加＞

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの（①～④を除く）
イメージ図	<p>1mを超える崖</p> <p>盛土</p>	<p>切土</p> <p>2mを超える崖</p>	<p>盛土</p> <p>切土</p> <p>2mを超える崖</p>	<p>高さ2m超</p> <p>盛土</p> <p>(崖を生じないもの)</p>	<p>切土</p> <p>盛土</p> <p>面積500㎡超</p> <p>(盛土又は切土のみの場合も含む)</p>

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

## ＜土石の堆積（一時堆積）＞

＜新たに追加＞

要件	<p>⑥最大時に堆積する高さが<b>2m超</b>※となるもの</p> <p>※小規模の土石の堆積については規制の必要性を勘案し、一定規模（面積300㎡等）以下のものを規制対象外とすることを想定。</p>	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの
イメージ図	<p>高さ2m超</p>	<p>面積500㎡超</p>



# 特定盛土等規制区域における規制対象

## <土地の形質の変更（盛土・切土）>

<新たに追加>

要件	①盛土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	②切土で高さが <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>5m超</b> の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが <b>5m超</b> となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>3,000㎡超</b> となるもの（①～④を除く）
イメージ図	<p>2mを超える崖 盛土</p>	<p>切土 5mを超える崖</p>	<p>盛土 切土 5mを超える崖</p>	<p>高さ5m超 盛土 (崖を生じないもの)</p>	<p>切土 盛土 面積3,000㎡超 (盛土又は切土のみの場合も含む)</p>

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

## <土石の堆積（一時堆積）>

<新たに追加>

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>5m超</b> かつ面積が <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図	<p>高さ5m超 面積1,500㎡超*</p>	<p>面積3,000㎡超</p>

# 盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
		数回以上繰り返せば許可対象と同じ規模となるため、許可行為の端緒として把握すべき規模	人命等の保護のために災害の発生を防止する措置を講ずるべき規模	事後的には現場確認が困難な工程で災害防止上重要なもの（排水施設の設置）を含み、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害のおそれがある大規模なもの	事後的には改善措置が困難となるおそれがあり、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害のおそれがある大規模なもので、工事等が長期間※ <sup>1</sup> となるもの	完成形の状態で技術基準への適合を現場確認すべき規模
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	同左	許可対象すべて
	特定盛土等	—	①堆積の高さ2m超※ <sup>2</sup> ②堆積の面積500㎡超	— (事後的確認が可能なため対象外)		
	土石の堆積	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて
特盛区域	特定盛土等※ <sup>3</sup>	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超※ <sup>2</sup> ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超※ <sup>2</sup> ②堆積の面積3,000㎡超	— (事後的確認が可能なため対象外)	許可対象すべて	許可対象すべて

※ 1 3か月程度を想定。

※ 2 小規模の土石の堆積については、一定規模（面積）以下のものを規制対象外とすることを想定。

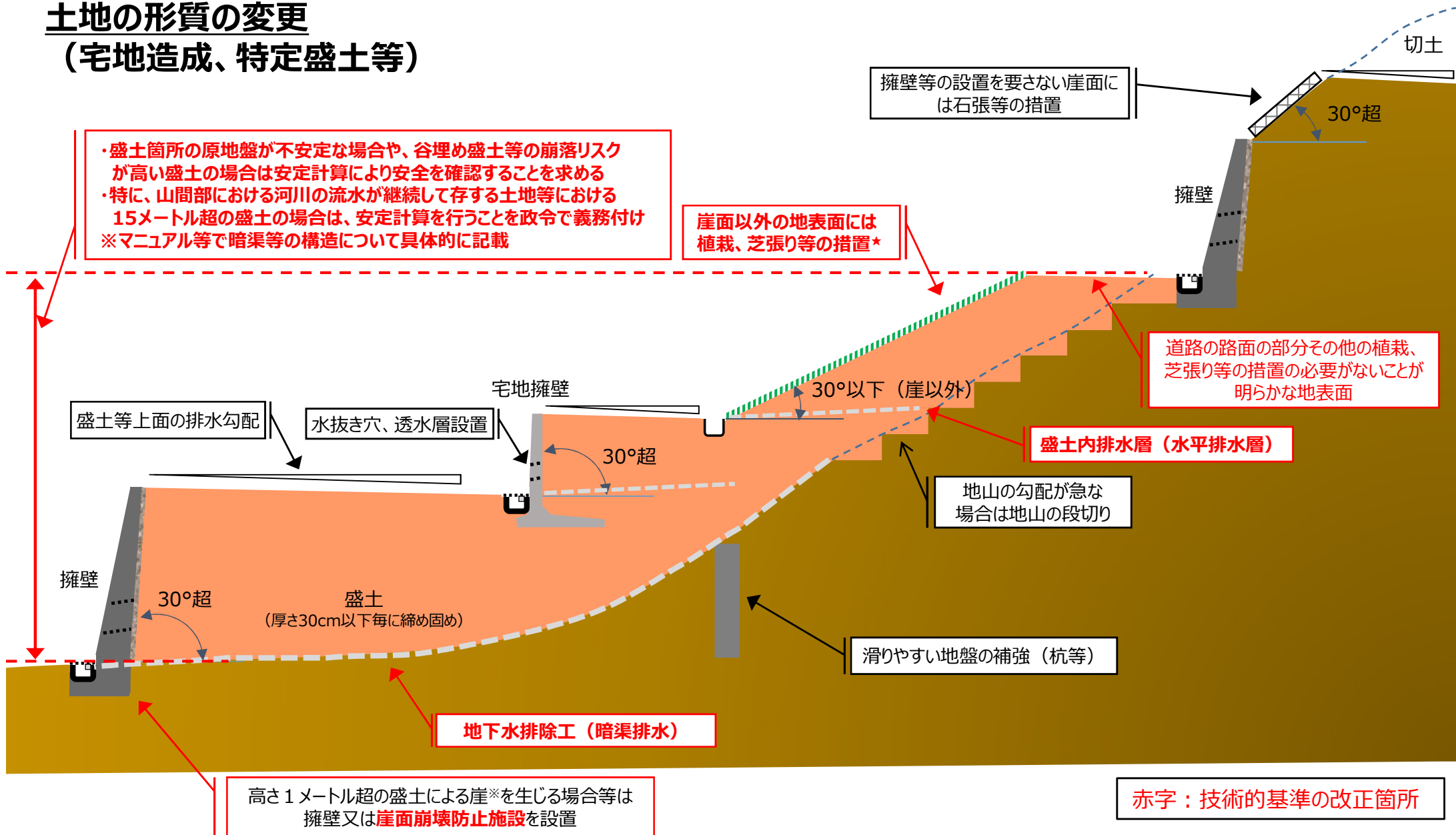
※ 3 特定盛土等は宅地造成を包含するものであるため、特盛区域においても宅地造成は規制対象となります。

# 土地の形質の変更に係る技術的基準（政令）

概要	規定 <span style="color: red;">（赤字：新たに規定する内容）</span>
擁壁、排水施設、その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、<span style="color: red;">崖面崩壊防止施設</span>、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留</li> </ul>
地盤について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（盛土の締め固め、<span style="color: red;">盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置</span>、地滑り抑止ぐい設置等）</li> <li>・急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置</li> <li>・盛土又は切土の上面の排水勾配</li> <li>・<span style="color: red;">山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さ15メートル超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることを確認</span></li> <li>・切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強</li> </ul>
擁壁等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ1メートル超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、擁壁の設置を要さない条件は以下のとおり</li> <li>(イ) 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合</li> <li>(ロ) 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合</li> <li>(ハ) <span style="color: red;">イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面</span></li> </ul> </li> <li>・擁壁は構造計算等により設計</li> <li>・擁壁には水抜き穴等を設置</li> </ul>
崖面及びその他の地表面について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<span style="color: red;">擁壁又は崖面崩壊防止施設</span>の設置を要さない崖面には石張り等の措置</li> <li>・<span style="color: red;">崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置</span>  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は以下のとおり</li> <li>(イ) <span style="color: red;">排水勾配を付した盛土又は切土の上面</span></li> <li>(ロ) <span style="color: red;">道路の路面の部分その他当該の措置の必要がないことが明らかな地表面</span></li> <li>(ハ) <span style="color: red;">農地等で植物の生育が確保される地表面</span>★（例）畑等の利用が想定される土地</li> </ul> </li> </ul>
排水施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土において、地表水等を適切に排除する管渠等に対し、構造等を規定  <ul style="list-style-type: none"> <li>(例) 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること等</li> </ul> </li> <li>・<span style="color: red;">盛土において、盛土をする前の地盤面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定</span></li> </ul>

# 【参考】土地の形質の変更に係る技術的基準(政令)全般の概念図

## 土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの  
 ★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定

# 土石の堆積に係る技術的基準（政令）

概要	規定	全項目を新規に規定
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 （堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く）</li> <li>・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置</li> </ul>	
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下(イ)(ロ)のいずれかに該当する空地（勾配10分の1以下）の確保 （イ）堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 （ロ）堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地</li> <li>・堆積した土石の周囲への柵等の設置</li> </ul> <p>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く</p>	
土石の崩壊防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置</li> </ul>	

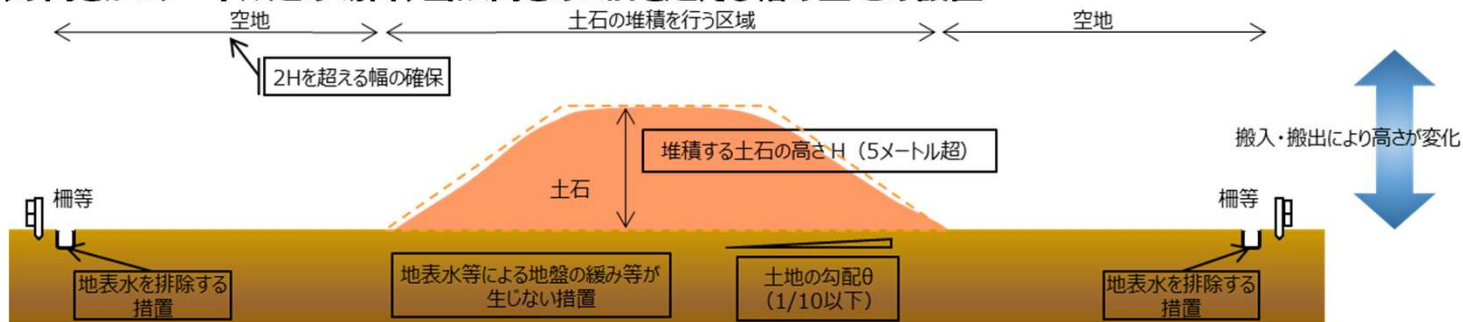
（注）「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

## 【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

（イ）堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



（ロ）堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

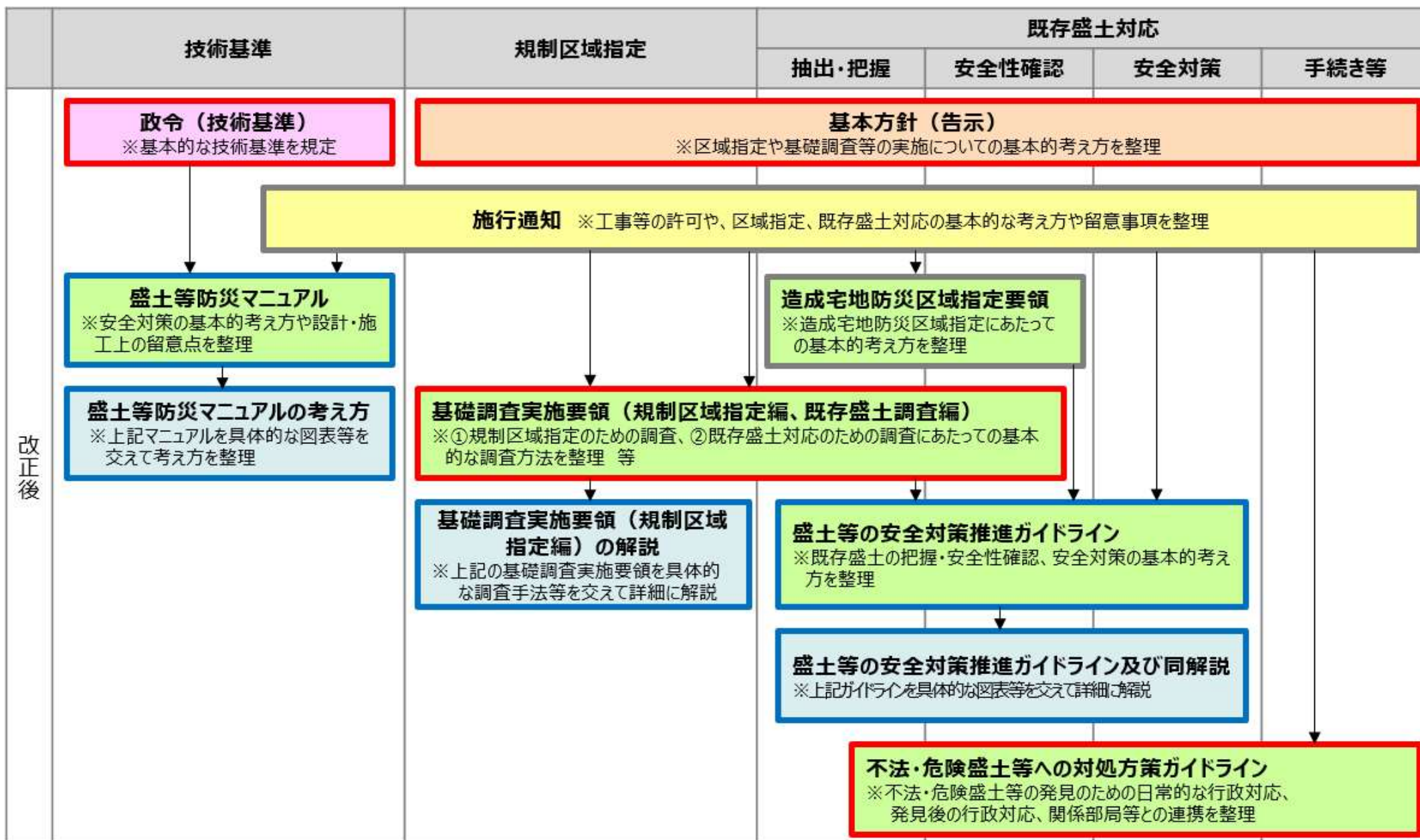




# 要領・ガイドライン等の公表・通知予定

要領・ガイドライン等	内容	公表・通知等
政令（技術的基準等）	許可が必要な盛土等の対象規模、許可に係る <b>技術的基準</b>	案の公表：R4.9 公布：R4.12 施行：R5.5
省令	規制区域の指定方法、許可申請等の様式・添付書類等	公布：R5.3 施行：R5.5
基本方針（告示）	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する <b>基本的な方針</b>	案の公表：R4.9 告示：R5.5頃
施行通知	許可や、区域指定、既存盛土対応等を行うにあたっての <b>基本的な考え方や留意事項をまとめた通知</b>	通知：R5.5頃
基礎調査実施要領 規制区域指定のための基礎調査実施要領の解説	区域を指定するために実施する調査や、既存盛土への対応のために実施する調査にあたっての <b>調査方法を整理した要領</b>	案の公表：R4.9（要領） R4.12（解説） 通知：R5.5頃（要領） 公表：R5.5頃（解説）
造成宅地防災区域指定要領	造成宅地防災区域指定にあたっての <b>基本的考え方を整理した要領</b>	通知：R5.5頃（要領）
不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン	違法性の疑いのある盛土等を発見した際の違法性や安全性等に関する <b>現認方法</b> や、その後の対応のために <b>必要な法的手続きや安全対策等について整理したガイドライン</b>	中間案の公表：R4.12 通知：R5.5頃（ガイドライン）
盛土等防災マニュアル 盛土等防災マニュアルの考え方	申請者（行為者）が行う盛土等の設計や施工、行政職員が実施する審査および検査を行う上で参考となる盛土等の <b>設計及び施工の方法、留意点等について取りまとめた運用マニュアル</b>	案の公表：R4.12 通知：R5.5頃（マニュアル） 公表：R5.5頃（考え方）
盛土等の安全対策推進ガイドライン 盛土等の安全対策推進ガイドラインの解説	既存盛土に対する <b>安全対策の進め方や手法等について取りまとめた運用ガイドライン</b>	案の公表：R4.12 通知：R5.5頃（ガイドライン） 公表：R5.5頃（解説案）

# 法令・通知・ガイドライン等の関係



【凡例】 政令 告示 通知 通知別添 解説書等